

4 . 基本方針

(1)計画の基本方針

系統別緑地の配置方針を総括するとともに、実現に向けて推進すべき計画の基本方針を以下のように定めます。

環状緑地帯の保全・活用を図ります

西ノ岡丘陵および田園の緑を、本市の緑の骨格として、また市街地を取り囲む環状緑地帯として保全・活用します。

歴史・文化サテライト緑地を保全・創出します

市街地内に残されている歴史・文化的な緑や果樹園、畑地等の農地を保全し、歴史とゆとりを感じさせる個性的な緑の都市づくりを推進します。

歴史・文化・健康の径ネットワークを形成します

コンパクトな都市規模を活かし、市民だれもが歩きながら、気軽にまちの歴史や文化に触れ楽しめることのできる緑のネットワークを形成します。

市民との協働による総合的な緑づくりを推進します

広域的視点でのまちづくりときめ細かな市民の取り組みを連携させ、総合的な緑づくりの観点にたった取り組みを展開します。

環状緑地帯の保全・活用を図ります

西ノ岡丘陵の緑の保全

- ・ 西ノ岡丘陵がもつ多様な緑地機能を十分に発揮できるよう、竹林や樹林の質の向上を図るとともに、希少な植物や樹木等の保全等を推進します。
- ・ このため、風致地区等の緑地保全制度の指定見直しを進めるとともに、市民との協働により自然保全活動を推進します。



管理不十分な竹林

水辺緑地の保全・活用

- ・ 丘陵地内のため池一帯については、市民の数少ない自然とのふれあいの場として、生態系に配慮した水辺環境づくりや植生管理を進め、市民が気軽に豊かな自然に触れることのできる緑地としての保全・活用を図ります。
- ・ このため、とくに良好な水辺環境を有するはり湖池緑地保全の制度的強化を図るとともに、市民の気軽な利用を促進するための緑地管理制度の構築を検討します。



管理された竹林

西ノ岡丘陵南部の市街地緑化の推進

- ・ 西ノ岡丘陵の高台にありながら、既に市街化された丘陵部南部の地区については、周囲からの景観や環状緑地帯としての位置づけを重視し、残存樹林の保全や緑化を重点的に推進します。
- ・ このため、市役所や学校をはじめとした公共公益施設の緑化の実施のほか、大規模施設での緑地の確保や緑化の推進を促進します。

一団の農地の保全・活用

- ・ 市街地を取り囲む農地の緑地としての存在価値を再評価し、田園景観として、またこれからの新しい市民交流の場として活用することで持続的保全を目指します。
- ・ このため、市街地に不足する公園緑地等用地としての活用や市民農園としての利用促進など、ひろがりのあるオープンスペースとしての利用方策を幅広く展開します。



ひろがりのある農地

広域避難に資する緑地の確保

- ・ 環状緑地帯は、大震災等における遮断緑地として、一時避難や広域避難の場としての役割が期待されます。
- ・ このため、市街地の北部、南部、東部、西部の環状緑地帯の中に、広域避難に資する緑地として位置づけるとともに、将来の公園計画に当たっては、防災機能に配慮した整備を行うこととします。

歴史・文化サテライト緑地を保全・創出します

身近な公園の整備

- ・ 少子高齢化が進展するなかで、身近な公園のニーズはますます高まることから、小規模であっても市民に愛される公園づくりを推進します。
- ・ 既成市街地にあっては公園不足地域を抽出し、重点的な公園配置を図るため、借地公園手法の導入など機動的な公園用地の確保に努めます。



噴水児童公園

健康・スポーツ機能を備えた公園整備

- ・ 「市のシンボルとなる公園・緑地づくり」への市民の要望に応えるべく、市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを通して交流できる中核的な緑地を確保します。
- ・ このため、既存の市民体育館および市民温水プールなどと一体となった公園として、基本的には市民レベルの健康・スポーツ機能を中心とした公園整備を推進します。

まちかど広場の整備

- ・ 駅前や商業業務地区などでは緑の確保が困難であるが、とりわけ本市の都市軸にあたる区域においては、小規模でも市民利用面でまた景観面、観光面での効果が期待されるまちかど広場を配置し、花・緑のシンボルスポットとします。
- ・ このため、商店会や事業所等と連携し、広場スペースの確保を図ります。

公共公益施設の緑化および付帯緑地の確保

- ・ 公共公益施設は、市街地緑化のリーディング施設であることから、とくに接道緑化や駐車場緑化への配慮を図るほか、敷地に余裕のある施設については、休憩コーナーの設置なども検討します。
- ・ また場合によっては、施設ごとにテーマとなる花や木による緑化を行うなど、市民への緑化啓発にも配慮します。



市民会館接道部の緑化

歴史的資源の活用

- ・ 市内には、古墳、神社、長岡宮跡に関連する史跡など、目に見える形で貴重な歴史文化遺産が散在しています。既に一部は、公園的整備がなされ利用されているものもあるが、発掘調査とも連動し、今後新たに整備が見込まれるものもあります。
- ・ このため、こうした歴史的資源を活用した公園的整備を推進するなかで、利用ルールのあり方や資源の特性を生かした花や緑の修景のあり方などについて検討します。



「歴史公園百選」に選ばれた大極殿公園

農地の活用

- ・ 緑の少ない市街地にあつて、市街地内の農地のほとんどは都市環境、レクリエーション、景観、防災等の面で重要な緑地機能を保有しています。
- ・ このため、市民健康農園など市民が農に親しめる場の提供や防災協力農地など災害時での利用契約など、多用途の利用促進を今後とも推進します。生産緑地については公園予備軍



としての位置づけがあることから、とくに緑の少ない市街地にあつては今後も引き続き保全に努めます。

身近な防災スポットの確保

- ・ 阪神・淡路大震災での教訓にあるように、地震時の緊急避難や救助・救援の場として身近な広場等が活用されました。とくに日頃よく利用された公園は、小規模であっても被災時の安全・安心の場として利用度が高かったといわれています。
- ・ 本市での身近な公園の整備事業は、同時に緊急避難の場の確保でもあり、コミュニティ防災の組織づくりと連動して、公園の緊急時の利用についても市民がお互いに周知しておく必要がある。新たな公園や既存公園の改修においては、ワークショップ方式を採用するなど、整備の段階から市民の参加を募ることとします。

歴史・文化・健康の径ネットワークを形成します

歴史の径ネットワークの形成

- ・ 西国街道や物集女街道など、本市を代表する街道沿いの歴史的な建物や史跡を再評価し、市民がこうした資源を見て楽しむことできる魅力的な緑の径ネットワークの形成を図ります。
- ・ このため、市民を交えた歴史の径を活かしたイベントやネットワーク資源調査を実施するとともに、周辺緑化のあり方などについて検討します。

桜の径の保全・管理

- ・ 桜の径は、もともと計画的な住宅開発によって生み出された本市の緑の財産であり、今では桜の名所の一つとして市外から訪れる人も多くみられます。今後とも適切な管理が必要といえます。
- ・ このため、桜の径のあり方について、今後も住民を交えた検討を実施します。また、樹木の植栽によるコミュニティ道路の例でもあることから、新たな緑の道づくりの展開の方向についても検討します。



桜の径（桜の名所となっている）

街路緑化の推進

- ・ ネットワークの一環に街路が含まれます。本市の街路緑化は一部に限られています。今後の北部新市街地の整備および物集女街道の整備においては、街路緑化による快適な歩道空間の確保が期待されます。
- ・ 本市の緑のネットワークについては、歴史・文化・健康をテーマとすることから、樹種や大きさ、配置等については、一定の基準を設けることで、違和感のない修景を施すことに配慮します。また、街路樹の管理については、積極的にアダプト制度の充実を図ります。



道路アダプト(月1回の除草・清掃活動)

道空間のグリーンベルト化

- ・ ネットワークルートとなる道の幅員が狭いことから、その快適性を高めるためには沿道施設や敷地での緑化協力が欠かせません。
- ・ このため、沿道に位置する公園やその他公共施設については、接道部での緑化を充実するほか、道路敷地の景観の保全、沿道の事業所での緑化協力の要請など、一連の緑化対策を講じることとします。

避難路の緑化

- ・ 歴史・文化・健康の径ネットワークの形成は、防災面の機能も期待されることから、緊急時の避難路としての位置づけについても配慮します。

市民との協働による総合的な緑づくりを推進します

緑の計画や市民活動のPR

- ・ 本計画に対する市民の意識を高め、計画への参画を促すため、計画の内容の公表や市民活動のPRを展開します。
- ・ このため、ホームページ等を活用し、計画内容や事業の進捗状況等を掲載するとともに、市民への意見公募・公表などを実施するなど本計画の周知と市民意見の収集を徹底します。また、引き続き緑化園芸教室の実施や、小学生による緑化ポスター展の開催など緑にかかる各種イベントを実施します。
- ・ さらに、市民参加の緑化活動が活発化し、緑のまちづくりの励みとなるよう、花壇コンクールや花の名所コンテスト、花と緑の径づくりに対する表彰など優れた取り組みに対する顕彰制度を設置します。

市民参加の取り組みの推進

- ・ 各種の緑の取り組みをより有効に、より有意義なものにするため、各活動と本計画との関係を明らかにし、緑に関する情報提供等を行います。
- ・ また、各種の活動団体に対しては、「花と緑のまちづくり」キャンペーンの実施など、多くの市民や活動団体が参加できる仕組みづくりを推進します。

緑を守り育む協働の仕組みの整備

- ・ 本計画の推進にあたり、市民、事業者、行政が各々の役割に基づき、積極的に施策を推進するための組織の連携強化や仕組みづくりを検討します。

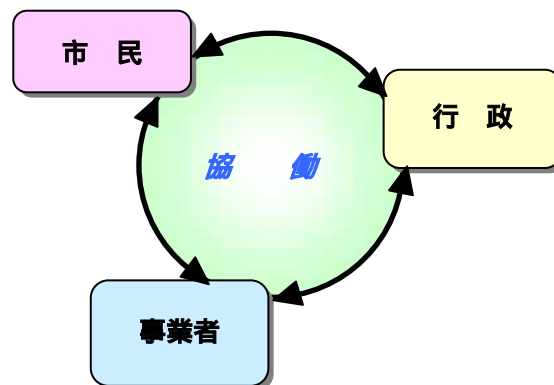
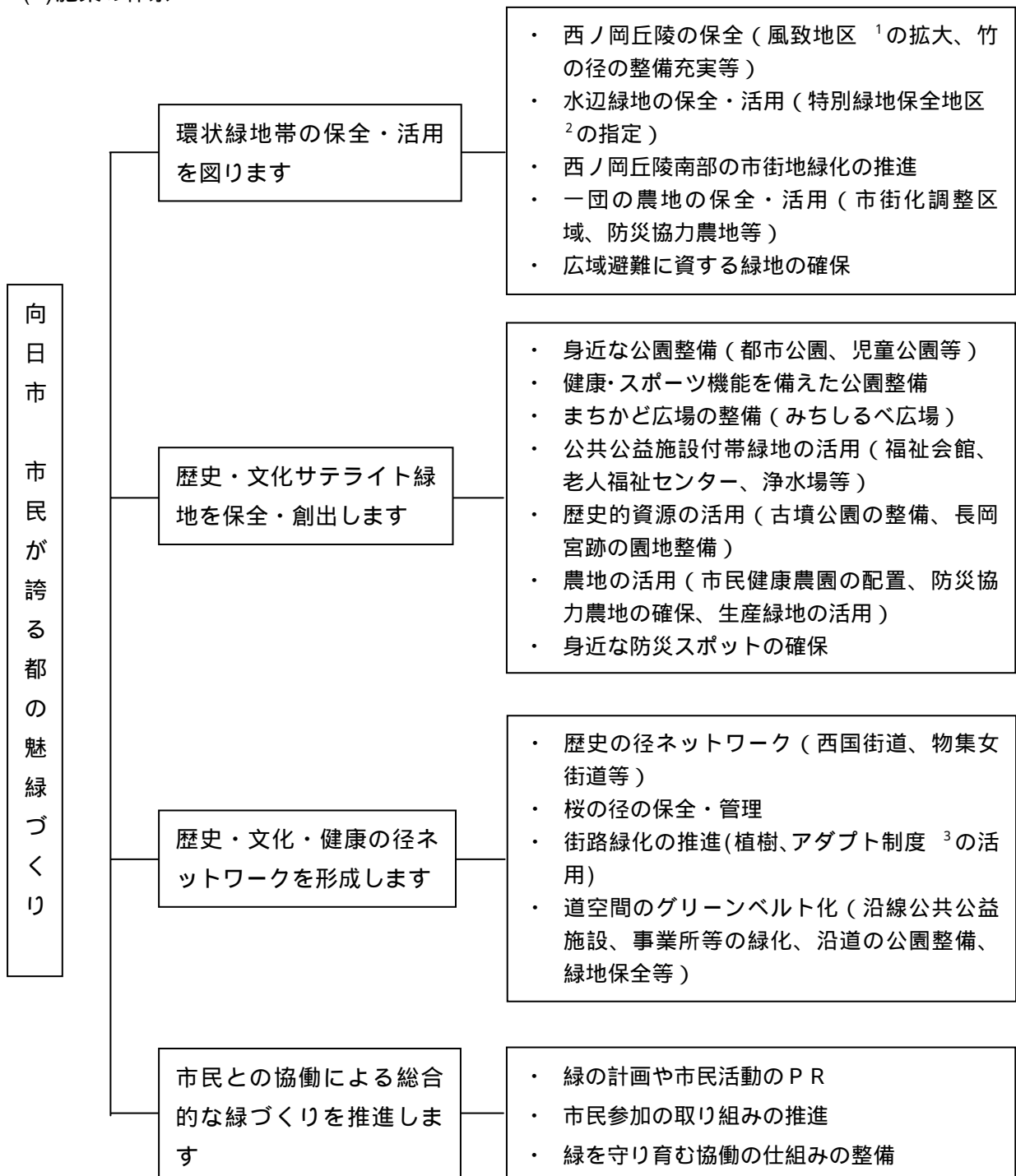


図 11 緑を守り育む協働の仕組み

(2) 施策の体系



1：風致地区は、都市における風致を維持するために定められる制度で、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な区域について指定されます。

2：特別緑地保全地区は、良好な自然的環境を形成している土地に指定され、現状維持的な規制が行われます。

3：アダプト制度は、市民等が「里親」となり、道路・水路・公園・緑地等の公共施設を「養子」とみなし、義務的活動ではなく自らの活動と責任で公共施設を市と協働で管理していただく制度です。